



暮らしの情報ページ

2月18日(月)～3月15日(金)は 市・県民税と所得税の申告期間です

市・県民税

申告が必要なた

1月1日現在、狭山市在住で次のいずれかに該当するかた、確定申告の対象とならない営業等、農業、不動産地代、家賃など(配当年金報酬などの所得がある)、勤務先から市に給与支払い報告書が提出されていない(パート、アルバイトなども含む)年の途中で退職し、再就職をしていない、市内に家屋敷や事務所事

市・県民税の申告、所得税の確定申告に必要なものは

給与、年金、報酬などの所得のあるかたは源泉徴収票や支払調書など、事業所得のあるかたは収入必要経費がわかる書類、平成13年中に支払った社会保険料の支払金額のわかるもの(領収書など)、生命保険・損害保険料の控除証明書、また、そのほか所得控除に必要な書類(障害者手帳など)、配偶者の所得がわかる書類、医療費控除を受けるかたは、平成13年分の医療費の領収書を取りまとめたもの、認印、筆記用具、計算機

業所があり市外に住所がある

申告書の提出

2月18日(月)～3月15日(金)に申告会場へ提出するか、市民税課へ郵送してください

申告会場

2月18日(月)～ 2月22日(金)	市役所6階
2月25日(月)	中央公民館
2月26日(火)～ 3月15日(金)	市役所6階

受付時間はいずれも9時～16時、ただし、11時～13時と土日曜日を除く。なお、確定申告をするかたは不要です

所得税

申告が必要なた

営業等、農業、不動産地代、家賃など(配当年金報酬、譲渡などの所得が所得控除基礎・配偶者扶養控除などの合計額を超えている)、給与所得者で次のいずれかに該当しているかた、給与の年収が2千万円を超えている、2か所以上から給与を受けている、給与所得以外の所得が20万円を超えている

申告書の提出

2月18日(月)～3月15日(金)に直接または郵送で所沢税務署へ提出してください。

確定申告書などの提出書類は、自分で正しく作成していただくこと(自書申告)としていますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、給与・配当・雑所得のかたの申告住宅取得等特別控除は除くは、市役所でも受け付けます。

所得税の還付

給与所得者で確定申告が必要ないかたでも、次のいずれかに該当するかたは、申告することで所得税が還付される場合があります。

対象 融資を受け、住居を取得または増改築した 10万円(合計所得金額が200万円未満のかたは、その5%を超える医療費を支払った年の途中で退職し、再就職していないなど)

所得税の確定申告書が新しくなりました

- 6種類あった申告書が2種類に統合されました
- 用紙がA4サイズになりました
- 申告書の小さい文字の説明文や計算式を整理し、見やすい様式になりました
- 申告書裏面から表面への転記の煩わしさを改善しました



申告期間中は、会場が込み合います。受付開始日や期限間際は特に込み合いますので、受付開始後はお早めに申告を済ませてください。また、郵送による申告も受け付けていますので、ご利用ください。郵送による申告で受付印を必要とされるかたは、申告書の控え、市・県民税の場合には受付書(と切手を張った返信用封筒を同封してください。申告書は、市役所1階市民税課、公民館、出張所、市民サービスコーナーにあります。

- 問い合わせ 市・県民税：市民税課 〒350 1380 入間川1 23
5(入内線)1092/1095 所得税：所沢税務署 〒359 860
1 所沢市並木1 7. 受け付け時間は9時～16時(入内)993 9111

暮らしの情報ページは主に市からのお知らせを掲載します。申し込み・問い合わせは➡の記号で表します。
市役所の所在地は〒350 1380 狭山市入間川1 23 5、電話番号は☎042 953 1111です。

私は市・県民税の申告をする必要がありますか

あなたは平成13年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？

YES

平成14年1月1日現在、狭山市以外の市区町村に住んでいたかたは、その市区町村に申告してください

NO

サラリーマンのかたは、現在勤務先の給与から、市・県民税が差し引かれていますか？
サラリーマン以外のかたは、NOに進んで下さい。

NO

税務署に確定申告をしますか？

扶養者と同居していないが扶養されていた、夫が単身赴任で送り生活をしていた、などに該当しますか？

YES

会社からもらう給与のほかに、株式の配当、不動産所得、報酬、年金などを受けていますか？

NO

YES

NO

申告書が送られてきましたか？

YES

YES

給与以外の所得が20万円を超えていますか？

NO

NO

YES

YES

あなたは税務署に確定申告をする必要があります。

あなたは市・県民税の申告を改めてする必要はありません。

あなたは、狭山市に市・県民税の申告をする必要があります。

郵送された申告書に、住所、氏名、捺印し裏面の所得がなかったかたの記載欄に記入して、市役所に提出してください。申告書が届いていないかたは、市役所にご連絡ください。

消費者ホット情報

知らない間に国際電話

インターネットを利用中知らないうちに国際電話回線に接続され、国際電話会社から思いもよらない高額な請求があったとの相談が増加しています。

通常月平均5〜6千円の利用料金が半月分ですでに4万円を超えているという相談事例内容は、国際電話通話料でインターネットは利用しているが国際電話を利用した覚えはない。電話会社に国際電話は利用していないと申し出たが、通話料は払ってもらったという。

通話料については電話サービス約款で通話料の支払い義務は加入権の名義人にあると規定されているので、通話料を支払いたくないという主張は難しいというのが現状です。意図しない国際電話回線への接続を防ぐには次の方法があります。

- ①画面上の表示をよく見て操作する。特に外国語表示のものには注意する
- ②不用意にダウンロードしない
- ③定期的に接続先をチェックし、覚えのないプロバイダは削除する
- ④国際電話をかける必要がない場合は、国際電話不取扱いの手続きをしておく

相談・問い合わせ月々金曜日の9時30分〜15時30分に消費生活センターへ ☎954 7799